

平成 21 年 1 月 6 日

債権者 各位

株式会社 新井組  
代表取締役社長 酒井 松喜  
申立代理人弁護士 荒井 正児  
同 井上 愛朗

ご 報 告

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お喜び申し上げます。

平素は弊社の事業ならびに民事再生の手續に多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 20 年 10 月 15 日の民事再生手續開始決定にあたり、再生計画案の提出期間は平成 21 年 1 月 6 日までとご案内させていただきましたが、このたび、提出期間の伸長を東京地方裁判所に申立て、平成 21 年 2 月 6 日まで伸長することが承認されましたので、お知らせいたします。

弊社は、再生計画案の作成にあたり、スポンサー企業による支援を前提として事業を再生するという方針の下、スポンサーの募集・選定を行ってまいりました。弊社は現在、スポンサー候補者との間で再生支援に関する協議を進めております。

再生計画案を策定するにあたっては、当該候補者との間で行う協議を踏まえた上で、具体的な弁済額、弁済条件等を決定する必要があるため、再生計画案の提出期間について先述の通り伸長の申請を行うこととなりました。

再生計画案の提出期間伸長に伴い、3 月頃に開催を予定していました債権者集會も、4 月頃の開催予定となる見込みです。

弊社といたしましては、再生計画案の策定に最大限努力し、事業再生に向けて全社員一丸となって邁進努力いたす所存でございますので、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具